

議案第112号

児童自立支援施設に係る事務の委託に関する協議について

1 事務委託の背景

児童福祉法第35条第2項及び児童福祉法施行令第36条では、児童相談所を設置する自治体に児童自立支援施設の設置を義務付けています。

港区では、児童相談所を設置するに当たり、人材育成や施設整備の点から、区による施設の設置は困難であるため、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく「事務の委託」により、児童自立支援施設に係る事務の管理及び執行を、東京都に委託します。

なお、平成30年から令和2年にかけて特別区と東京都では、「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」において、これらの事務に係る取扱いを検討してきました。

2 児童自立支援施設について

(1) 施設概要

生活指導等を要する児童に、児童の状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援する施設です。また、退所した者について、相談その他の援助を行います。

(2) 東京都立児童自立支援施設

施設名称	住所	敷地面積
誠明学園	青梅市新町三丁目72番1号	106,783 m ² (建物面積:10,711 m ²)
萩山実務学校	東村山市萩山町一丁目37番1号	93,532 m ² (建物面積:8,894 m ²)

(各施設事業概要令和2年版より)

3 委託に当たっての手續

児童自立支援施設に係る事務の管理及び執行を東京都に委託するためには、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、議会における議決を経る必要があります。

区と東京都の協議に当たっては、委託事務の範囲、管理及び執行の方法、経費の負担等を規約に定めます。